

## 三条市共同募金委員会 安心・安全・地域の支え合い支援助成事業要領

### (目 的)

第1条 この要領は、多発する地震や風水害などの自然災害への対応や、子どもたちが被害者となる事件を防止するなど、防災や防犯対策の取り組みを地域で進める活動に対して助成を行うことにより、安心安全な地域づくりに資することを目的とする。

### (助成対象団体及び経費)

第2条 地域で活動を行う民間の非営利団体(自治会、地区民生委員児童委員協議会、老人クラブ、ボランティア団体、NPO法人等)(以下「団体という。｣・グループが、前条の目的を達成するために実施する活動に必要な経費とする。ただし、次の経費は助成の対象としない。

- ①団体の運営費(人件費・家賃・光熱水費等)
- ②広報誌の発行費
- ③事務機器(デジタルカメラ・パソコン等)購入費
- ④事業に関連しない物品

### (助成の金額等)

第3条 助成額は、1団体、申請事業費の90%以内を助成する。上限は10万円とする。(千円未満切り捨て)

### (助成金の申請)

第4条 助成を受けようとする団体は、共同募金助成金交付申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)に必要書類を添付し、定められた期日までに会長に提出するものとする。

### (助成額の交付決定)

第5条 会長は、前条の申請書の提出があった場合は、申請書の内容について助成審査委員会で審査を行い、助成を認めた場合は、助成決定通知書(様式第2号)により通知する。

### (事業の実施)

第6条 助成決定通知書を受けた団体は、助成金申請書に基づき事業を実施する。

### (事業完了報告)

第7条 事業を完了した団体は、助成事業完了報告書(様式第3号)(以下「報告書」という。)に必要書類を添付し、事業完了後1月以内に会長宛てに提出するものとする。

### (助成金の交付)

第8条 会長は、団体から提出された報告書について内容を審査のうえ、適正と認められた場合に助成金の交付を行う。

### (そ の 他)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この要領は、令和元年6月1日から実施する。